

令和5年9月

令和6年度税制改正要望

石油化学工業協会
会長 岩田圭一

序 文

I. 重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

- (1) 研究開発税制の維持・拡充
- (2) 国際動向を踏まえた法人実効税率の引き下げ
- (3) 税務上の欠損金の繰越控除期間の恒久的な撤廃
- (4) カーボンニュートラル投資促進税制の適用期限の延長及び拡充
- (5) パーシャルスピノフ税制の本則化

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

3. 業務負担の低減や生産性向上による企業の働き方改革の実現

(1) 業務負担の低減

- ア. 法人税、地方税の申告期限の更なる延長
- イ. 確定申告の納付期限と申告期限との同一化
- ウ. 地方税（法人住民税、法人事業税）の国への一括申告制度の早期導入
- エ. 事務負担を軽減するための申告手続きの一層の簡素化
- オ. 電子帳簿保存法における電子的に授受される書類の保存にかかる検索要件の緩和及び保存対象の限定

(2) 生産性の向上

- ア. 消費税の仕入税額控除制度の見直し
- イ. 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）における端数処理の緩和
- ウ. 法人事業税の外形標準課税制度の簡素化
- エ. 事業所税の廃止
- オ. 印紙税の廃止
- カ. デジタル課税制度 簡素な事務手続き

4. 償却資産にかかる固定資産税制の見直し

- (1) 100%償却の容認（残存価額の廃止、法人税との整合化）
- (2) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ
- (3) 償却資産を対象とした自治体別特例税率の大企業への適用容認

II. その他要望項目

1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備

- (1) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和
- (2) LLPに対する事業促進再編税制の適用
- (3) LLCに対するパススルー課税の導入
- (4) 遊休地にかかる固定資産税の軽減

2. 法人税制の改善

- (1) 国際会計基準（IFRS）への対応
- (2) 固定資産減損処理における損金算入の容認
- (3) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

4. 国際課税制度の改善

- (1) 移転価格税制の改善
- (2) 外国税額控除制度における二重課税の排除
- (3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備

6. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

7. その他

- (1) 電話加入権の償却容認
- (2) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

<序文>

我が国を含めた世界経済は、漸くコロナ禍からの復興の兆しを見せ始め緩やかに持ち直しつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻とこれに起因する世界的な原材料不足、食料・エネルギー供給及び価格の上昇に対する不安が広がっています。未だにウクライナ侵攻の先行きは不透明であり、一部の地域における回復には依然として弱さがあることに加え、関係国を巻き込んで緊迫する米中両国関係の行く末、世界的な金融引き締め動向、金融資本市場の変動等の不確定要因についても引き続き注意が必要となっています。

一方、我が国の石油化学産業を巡っては、依然として内外需要が弱含んでおり、先行きについてもアジア地域における設備増強の動きなどに留意していくことが必要となっています。このような中で、循環型社会構築とカーボンニュートラルといった今後の産業の在り方自体を大きく転換させていく潮流にも果敢に挑戦していかなければならない状況にあります。

石油化学産業は、このように激動する経済社会に対応しながら原料供給を行うこと通じて我が国の経済、社会を支えるという使命を果たしていくことがこれまで以上に重要となっています。

我が国石油化学産業を取り巻く環境も一層変化していくという状況下であっても、わが国経済の持続的成長を実現するためには、喫緊の課題にしっかり取り組みながら、労働力の減少を補い、かつ海外との競争に打ち勝つ生産性の向上が不可欠であり、そのための諸施策を早期に実施することが求められています。

このため、日本の石油化学産業では、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を積極的に行ってまいりました。しかしながら、東アジア及び中東地域では、最新鋭の大型石化設備が相次ぎ稼動し、北米地域においては、シェール革命により圧倒的な価格競争力を有する天然ガスを原料とした石化産業は引き続き活発に推移しており、日本の石油化学産業は非常に厳しい国際競争に晒され続けております。

とりわけ、エネルギーを初めとする諸コストが高く、規制の厳しい日本国内においては、税制面でも諸外国に比してアンバランスであるなど、負担も高く事業展開は容易ではありません。このままでは、リスク軽減の観点からも、安価な原料へのアクセスが可能であり、企業活動における規制が少なく、かつ需要が増大している国外へ生産の比重を移していくことが有力な選択肢とならざるを得ない懸念すらあります。

わが国製造業のサプライチェーンの根幹の一つである石油化学産業が、日本国内において引き続き安定的に製品を供給し、地域の雇用を維持・創出していくためにも、各企業の生産性向上を後押しするとともに、諸外国の企業と同等の競争条件とするために税制上の国際的なイコールフットィングの実現を図るべく、令和6年度税制改正に際し、次の諸点について要望いたします。

I. 重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

－ 社会の変化・変革に対応しながら持続的成長を実現するために －

わが国経済は、3年余りにわたるコロナ禍が終焉し、緩やかに持ち直しつつある一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米諸国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念等により世界経済の減速が見込まれ、先行き不透明感が増している。このような不安定な経済情勢による深刻な影響から、国内の企業業績は引き続き大変厳しいものとなることが予想されており、今後の企業の再生、持続的成長に必要な税制上の見直しを国際的な競争力の維持、イコルフッティングの観点からも継続して要望したい。

(1) 研究開発税制の維持・拡充

イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発は、企業の持続的な成長、更には日本の中長期的な産業競争力強化にもつながるものであり、研究開発投資は国際競争力を維持・強化するための源泉である。石油化学産業は、エッセンシャルインダストリーとして経済の発展と国民生活に大きく寄与しており、更に我が国製造業の技術革新の中核的役割を担い、革新素材の提供等によるサプライチェーン全体での貢献のポテンシャルは大きい。2050年カーボンニュートラル実現に向けて、革新的技術の創出のためには継続的な研究開発の強化が必要であり、研究開発税制の一層の拡充を要望する。

ア. 税額控除限度超過額の繰越期間の再設定

研究開発投資を大きく増加させる企業に対するインセンティブ制度は導入されたが、その一方で、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、短期間に集中的な支援を行うだけでは不十分である。ついては、景気の波に左右されずに継続的な研究開発に取り組むことが必要である。

ついては、長期継続的な研究環境を支えるインフラとして、全ての業種業態に恩恵のある一般型（旧総額型）について、税額控除限度超過額の複数年の繰越期間再設定を要望する。

イ. 一般型（旧総額型）控除率・控除上限の見直し

研究開発の態様は業種によって様々であり、石油化学工業、とりわけ、原料コスト比率が高い基礎石化製品を多く手掛けている企業では、売上高に比して試験研究費の額は小さくならざるを得ない。

研究開発に取り組むより多くの企業が活用できる仕組みとすべく、大企業向けの現行の恒久措置（一般型）の控除率のアップや控除上限のさらなる拡大を要望する。

ウ．オープンイノベーション（O I）型適用要件の一層の簡素化

O I 型適用要件について、運用改善は進んでいるものの、依然として手続きが煩雑であり、限られた申告期間内に監査・確認をする必要があるため、一層の簡素化が必要と考える。事務手続きの簡素化等の一層の運用改善及び適正化を要望する。

エ．試験研究費の範囲の明確化

本制度は申告後に、試験研究費の範囲について税務当局と見解の相違が多発している。税務当局の判断如何によって適用可否が変わる仕組みでは、予見可能性が低く、税務当局との係争は極力避けたいという企業の懸念が研究開発促進の足枷となっている。「研究開発をテコ入れし、経済活性化につなげる」という政策目的に逆行しかねない運用が行われていては本末転倒であり、税務当局に対しては、試験研究費の範囲を明確化することを要望する。

（２）国際動向を踏まえた法人実効税率の引き下げ

わが国では平成 28 年度税制改正において、法人実効税率が 30 % を切ることとなったものの、未だその格差は大きく、日本国内への投資優位性は低いものとならざるを得ない。

将来に亘って日本国内で事業を継続するためには、国際的なイコールフットィングの観点から、法人実効税率は、少なくとも O E C D 諸国平均に相当する水準（＝ 23.6 %）、すなわち 25 % 以下の水準まで引き下げることを引き続き要望する。

日本の石油化学産業の主たる競争相手はアジア諸国であり、日本より税率が低い国、地域が複数存在している。（中国＝ 25 %、韓国＝ 23.2 %、マレーシア＝ 24 %、インドネシア＝ 22 %、シンガポール＝ 17 % など）

（３）税務上の欠損金の繰越控除期間の恒久的な撤廃

平成 28 年度税制改正により、大企業には繰越欠損金の単年度の使用割合の縮小前倒し、および繰越控除期間の延長開始時期の後ろ倒しという、課税ベースの拡大措置が講じられた。令和 3 年度税制改正では条件付きで繰越欠損金の控除上限引上げの特例措置が講じられたが、そもそも、世界の主要国で、単年度の使用割合および繰越控除期間の二つ共に制限を課している国は稀である。

単年度の使用割合の制限はやむを得ないとしても、控除繰越期間を撤廃することにより、「リスクテイク・チャレンジ」が可能な社会の実現を後押しするためにも、欠損金を控除し切ることが可能な枠組みとするよう強く要望する。

特に、近況では、新型コロナ感染症による多大な影響から、国内の企業業績は継続して極めて深刻な状況であり、新たに欠損金が生じるリスクも大きくなっている状況である。これらの欠損金を控除し切ることができるよう、控除繰越期間の撤廃（最低でも時限的な期間延長）または繰越控除限度割合の拡大（最低でも時限的な割合の拡大）は必須である。

（４）カーボンニュートラル投資促進税制の適用期限の延長及び拡充

令和３年度税制改正において創設されたカーボンニュートラル（ＣＮ）投資促進税制について、適用期限が令和５年度末までとなっている。

石油化学産業の特性上、個々の投資は大規模なものが多く、長期的な検討が必要であり、現行税制の適用期限内での完了が困難であることから、将来に向けた投資を推進していくため、適用期限の延長を要望する。

尚、石油化学工業を含めた化学産業は、多くの中間素材を提供することで脱炭素化に貢献している。現行のＣＮ投資促進税制においては、最終製品の生産設備のみが適用対象となっているが、最終製品の生産に使用される中間素材の生産設備まで対象を拡大する等、本税制の拡充を要望する。

（５）パーシャルスピノフ税制の本則化

昨年政府が決定した「スタートアップ５か年計画」にスタートアップ創出促進の方針が示されたことを受け、令和５年度税制改正にいわゆるパーシャルスピノフ制度が盛り込まれた。本制度は、従来のスピノフ制度の要件緩和であり、元親会社に一部持分を残す場合にも課税を繰り延べることを可能とする措置となったため、傘下事業の独立後も元の企業ブランドを使いたい企業等にとって適用のインセンティブとなると見込まれる。

しかしながら、本特例措置は２０２４年３月までの一年間の期限付き導入である一方、企業が実際に制度を適用して非課税で事業を独立させるためには、事業計画の検討・策定し、関係省庁の認定を取得する必要がある、これには一定の時間がかかるものと考えられ、特例期間内の実施件数は限定的となることが予見される。

我が国の企業には長期に亘り複数事業を営むことによって投資の分散を招き、結果として企業価値が高まらない、いわゆるコングロマリット・ディスカウントに陥っている法人が少なくなく、十分な検討期間を得られれば当該制度の利用によるスタートアップ創出が達成されることが考えられることから、本制度の本則化を要望する。

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の

本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象物件は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石化製品製造用原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、我が国では、石化製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。

すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置付けであり、我が国石化産業が国内で事業運営を行う上での不安材料の一つとなっていることから、世界標準に照らして、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された令和5年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 業務負荷の低減や生産性向上による企業の働き方改革の実現

－新たな日常への円滑な移行のために－

我が国の産業が、少子高齢化社会を迎え今後も生産年齢人口が減少していくことが想定される中で、持続的な経済成長を維持するためには、生産性向上による「働き方改革の実現」が必須課題となっている。その一方で、各企業の経理・税務部門では、会計・税務業務にかかる負担がますます重くなっている。その背景には、会計・税務業務は、ほぼ同時期に決算・税務申告資料の作成、株主総会対応といった業務が集中する中、コーポレートガバナンス強化の流れに伴う会計監査に掛かる時間の増加や、複雑化する国際課税制度への対応が求められており、業務負荷を低減し、一人当たりの生産性を向上させることが喫緊の課題となっている。

近況では、在宅勤務（リモートワーク）が普及してきており、業務形態の更なる簡素化が官民ともに課題となっている。働き方改革推進のためにも、官民双方の負担低減に資する簡素な税制とすること、また、税収に対し軽微な影響に留まるにも関わらず、企業及び税務当局双方の負担が重く、税務業務の生産性向上を阻害する各種規定に関し、徴税及び納税コストを考慮した仕組みとすることを要望する。

(1) 業務負荷の低減

ア. 法人税、地方税の申告期限の更なる延長

法人税、地方税の申告期限を「決算日より6ヶ月以内」にまで延長することを要望する。

法人税の申告期限は諸外国に比べて非常に短い現状にある。また、法人税の申告期限は、移転価格税制に係る文書化制度におけるローカルファイルの作成期限にもなっている（同時文書化）。

日本は世界で最も締め切りの早い国の1つとなっており、取引数の多い会社にとっては、ほぼ不可能ともいえる期限となっている。その結果、各社の経理・税務部門は、これらを短期間の内に全てこなすため荷重な負担を強いられているのが実態である。長時間労働是正のため時間外労働規制が強化され、期限までに業務を終わらせることが一層困難となっており、本来の労働者保護の理念に逆行する事態を招きかねないことが懸念される。

そのため、株主総会の期限延長条件を課さずに、決算日から6ヶ月以内まで申告期限を延長できる制度変更を要望する。

これにより業務の平準化及び負荷軽減を図り、決算業務や株主総会終了後に、税務申告資料を作成する十分な時間を確保した上で、生産性向上への取り組みを進めることが可能となり、業務効率の向上のみならず、政策減税の適切な活用や、複雑化する国際課税制度への対応ミス防止等の税務申告の適正性向上につながる効果が期待される。

イ. 確定申告の納付期限と申告期限との同一化

現在、申告期限を延長した場合でも、延長期間に利子税等がかかることから予想申告額を算定して延長前の申告期限までに見込納付を実施しており、業務負荷がかかっている。こうした業務負荷を改善するために、納付期限を申告期限に合わせるべきである。

ウ. 地方税（法人住民税、法人事業税）の国への一括申告制度の早期導入

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負荷は相当に高くなっている。かかる状況を改善するために、少なくとも自治体毎に異なる地方税の様式を早急に統一し、その上で本社一括申告制度を導入し、企業、行政双方の合理化につながる制度全体の抜本的な改善を行うよう要望する。

エ. 事務負担を軽減するための申告手続きの一層の簡素化

平成30年度改正において、大企業に対する法人税、消費税、法人住民税、及び法人事業税の電子申告が義務化されたが、送信容量の拡大やシステム自体の利便性向上などのインフラ面の整備だけでなく、勘定科目内訳明細書の更なる簡素化、添付書類の提出において税務当局で真に必要な書類を除き、申告者による「備置」を原則とし提出を不要とするなど、申告実務の事務負担軽減となるような施策を要望する。

オ. 電子帳簿保存法における電子的に授受される書類の保存にかかる検索要件の緩和及び保存対象の限定

2022年1月施行された改正電子帳簿保存法では、国税関係書類を電子的に授受する場合のデータ保存について、抜本的な見直しが行われ、検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」のみになるなど大幅に緩和されたものの、検索要件を満たすための情報入力負担が大きく、電子取引データを保存するのに大変な労力がかかっている。また、保存対象となる書類の定義が曖昧であることから、広範な書類を前提に検討することになり、手間と時間がかかり業務負担の増加に繋がっている。特に、見積書や注文書等は、交渉等により諸条件が都度変わることが予想されるが、どこまでを保存すべきか判断に迷うところがあり、これらの書類は保存対象から除外されることが望ましい。これらの書類は、実際の確定取引金額と紐づかないため通常の帳簿とは別管理を行っているケースが多いと予想され、これらの書類も保存対象とすることは事業者への業務負担が相当増加すると予想される。

上記の背景から、事務処理負担の増加にならないような検索要件の緩和及び保存対象の限定を要望する。

(2) 生産性の向上

ア. 消費税の仕入税額控除制度の見直し

消費税の課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入れにかかる税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる95%ルールについては、課税売上が5億円超の事業者への適用が、平成24年4月より廃止されたことにより企業の事務負担が増大した。企業、行政双方にとって、税制に対する信頼を損なわない範囲において、徴税効果に見合った事務コストに収め、申告手続きにかかる負担を低減するための簡便な制度とすることは、わが国企業の競争力を維持・強化する上でも重要である。そのため、大企業にも95%ルールを再適用すること、それが難しい場合にも99%以上等、率を見直して再設定することを強く要望する。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となっているが、両者に重複している内容があり、企業の手間が大きくなっている。請求書に帳簿記載事項がある場合、帳簿記載要件の緩和がされることを要望する。

イ．消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）における端数処理の緩和

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式が2023年10月に導入される。その際、売手側が交付する適格請求書には、消費税額を記載する必要がある。消費税額の算定にあたっては、一つの適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととされた。つまり、複数の商品の一つの適格請求書にまとめた場合、個々の商品ごとに消費税額を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税として記載することは認められない。

多くの企業は個々の商品ごとに消費税額の端数処理を行っており、適格請求書等保存方式に対応するためには、現行利用しているシステムの改修が必要になる。

システム改修費用およびそのための手間と税額影響を鑑み、適格請求書等保存方式における端数処理については、現行処理を容認する等により緩和されることを要望する。

ウ．法人事業税の外形標準課税制度の簡素化

①付加価値割に係る課税標準算出方法の簡素化

法人事業税の外形標準課税の算定、殊に付加価値割を構成する報酬給与額については、会計上異なる勘定科目で計上されている費目を加減算して算出することから、課税標準算出のために煩雑な作業を伴い、制度簡素化が不可欠である。

そのため、付加価値割に係る報酬給与額は、所得税法で定める給与・報酬額と定義を統一し、課税標準算出方法を簡便にすることを要望する。

②持株会社におけるグループ会社対象範囲の見直し

法人事業税の外形標準課税には、総資産に占める子会社株式投資簿価が50%を超える会社に持株会社資本割特例を適用しているが、特例判定の際の50%を超える基準判定時には、分子を子会社株式投資簿価だけでなく、持株割合が20%以上の関係会社株式投資簿価を全て含めて判定することを要望する。

エ．事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。令和2年度の税制改正時に長期検討項目として回答があったが、このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、引き続き廃止を要望する。

オ．印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。

また、その課税範囲についても不明確、不明瞭な部分が多く、円滑な商取引を促進するためにも、印紙税の廃止を要望する。

カ．デジタル課税制度 簡素な事務手続き

2021年10月、OECD／G20は国際的なデジタル課税ルールについて最終合意した。昨年12月公表の与党の令和5年度税制改正大綱においては、新たな国際課税ルールへの対応として、「第2の柱」については、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、わが国においても導入を進める。令和5年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化を行う。その際、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。」という点が明記された。国内法制化にあたり、その考え方を踏まえたルール化がなされることを要望する。

また、法制化による事務負担の増加の緩和のため、本制度と重複部分の大きい外国子会社合算税制の適正化・簡素化を要望する。

4．償却資産にかかる固定資産税制の見直し

製造設備に対する固定資産税は、国際的に見ても一般的な制度とは言えず、石油化学を始めとする装置産業の国際競争力を低下させるものである。また、今後、カーボンニュートラル実現に向け、検討を後押しするためにも、以下の通り、見直しを図るよう要望する。

(1) 100%償却の容認（残存価額の廃止、法人税との整合化）

法定耐用年数を経過し、実質的に償却が完了した既存設備に対して課税を続けることは、実態からかけ離れた仕組みと言わざるを得ない。

既に残存価額が廃止された法人税の減価償却制度との公平性、及び同じ資産に対する二重管理の負担を軽減する観点からも、固定資産税についても速やかに整合を図るよう要望する。

(2) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ

現行の10万円未満という基準価額では、現代の事業活動を行う上で、当たり前の道具に過ぎない汎用事務機器（デスク、パソコン、ソフトウェア等）など、その多くが償却資産として管理を必要とされることにより、企業の事務負担が増加する一因となっている。

会計上も一括費用処理も求められる等、資産性が脆弱な点にも鑑み、少額減価償却資産の取得基準価額を、少なくとも現行の2倍以上の20万円未満に引き上げることがを要望する。

(3) 償却資産を対象とした自治体別特例税率の大企業への適用容認

令和5年度税制改正において、中小企業に限定した新規取得資産に対する固定資産税の減免措置が新設され、適用期限は令和6年度末までとなっている。この枠組みは小粒な投資に限定されることから、税収に与える減収影響は小さく留まるものの、得られる経済成長の効果も限定的にならざるを得ない。

そのため、中小企業と比較して大きな投資規模となり、その経済効果が広範に及ぶ大企業にも同措置の適用を拡大するよう要望する。

Ⅱ．その他要望項目

1．事業再構築に係る税制優遇措置の整備

石油化学業界では、競争力強化を目的としたグループ内での組織再編や、他社からの事業買収、既存事業を分離し共同出資による子会社の新設など、事業再構築に向けた取り組みを常に模索している。

しかしながら、現状の事業再構築に係る各税制は、促進する効果を発揮するどころか、むしろ阻害要因にもなりうるため、事業再構築のための環境整備の観点から、以下の見直しを要望する。

(1) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和

コンビナートを形成している石油化学業界では、近隣に事業所を持つ会社との連携による事業再構築も重要な選択肢となる。

しかし、現行の組織再編税制では共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることが出来ずに移転資産が時価評価され、発生する譲渡損益に課税されるため、再構築コストが膨れ上がり、実現の可能性が狭まることが懸念される。

コンビナート地域の雇用を守るためにも、再構築による事業継続は効果的な方策であり、円滑な組織再編を促進するためにも、共同事業要件を緩和することを要望する。

ア．適格性判定要件の明確化

組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有などについては、「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表により明確にすること。

イ．特定役員の就任要件の緩和

実質、会社法上の取締役限定されているが、多くの企業では事業運営の責任者として執行役員制度を導入し、取締役は人数を絞り込んで、会社経営上の重要課題に当たらせているのが実態である。

現状は、執行役員であっても、新設会社の特定役員に就任する場合、経営への参画度合いによって認められるとされているものの、その適否は当局の判断によって決められるため、予見可能性が低いと言わざるを得ない。

そのため、企業の実態に即し、取締役に準ずる者の解釈に、執行役員等、事業運営上の重要な責任を負っている者が含まれることを明記すること。

ウ．移転事業従事者の新設会社への移転要件の緩和

現状の制度は、元の事業に従事する従業員の概ね80%以上が、新設会社の事業に従事することを求めているが、新設会社の事業規模や、効率化のための省力化投資によっては、そこまでの人員を必要としない場合もある。

そのため、グループ内での雇用継続を条件とすることで、移転事業従者の新設会社への移転要件を2/3以上などに緩和すること。

(2) LLPに対する事業促進再編税制の適用

日本においては、異なる主体（個人・企業）間での共同事業を行うための組織制度として平成17年にLLP（有限責任事業組合）制度が創設された。

しかし、企業間で事業再編を行う際にLLPの枠組みを利用して、有形固定資産等を現物出資した場合、出資時に時価評価されて、含み損益に対する課税関係が生じるため、LLPの利用が進まない一因になっている。

そのため、産業競争力強化法における「特定事業再編計画」において、税制優遇措置を受けられる事業形態に、現状は会社法に定める「会社」に限定されているが、新たにLLPも適用可能とし、LLPに対する有形固定資産等の現物出資について、簿価譲渡を認める制度の創設を要望する。

(3) LLCに対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業再構築を後押しするためにも、合同会社（日本版LLC）に対するパススルー課税の導入を要望する。

(4) 遊休地にかかる固定資産税の軽減

ア．事業再編により生じた遊休地に掛かる固定資産税の減免

コンビナートの事業再編に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。

円滑な事業再編を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地となっている期間の固定資産税の減免措置を導入するよう要望する。

イ．新規投資を伴う、遊休地再取得時の支援措置の創設

製造業の国内回帰を促し、地域再生につなげるために、遊休地を取得して新規事業へ投資する場合の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置導入を要望する。

2. 法人税制の改善

(1) 国際会計基準（I F R S）への対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンスによって、会計と税務の乖離が生じ、税務上の調整項目が増加して実務負担が増大することや、その結果としてメリット、デメリットが発生することが懸念される。

上場会社やその子会社などに関しては、適切な内部統制が確保されていることや、会計士等の第三者による監査を経ていることから、確定決算主義や損金経理要件の緩和などとともに税制上の柔軟な対応を要望する。

(2) 固定資産減損処理における損金算入の容認

収益力が見込まれない設備であるがために、減損を実施している事実を鑑み、応能負担の原則に基づく減損損失の損金算入を要望する。

(3) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

欠損金の繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止され、平成21年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。

本来であれば、全ての企業に認められる税制措置であるにも関わらず、企業規模による適用齟齬は、速やかに解消するよう要望する。

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新に振り向ける力を削ぎ、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。

現行制度は震災前の状況下で策定された制度であり、現在のあるべき政策に対応するものではないため、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを要望する。

4. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

関係各国と十分に協議し、詳細なガイドラインの提示や、類型化された税務調査是認事例の公表により予見可能性を高め、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進めることで、企業が二重課税を回避するために過大な負担が生じないように、対応を図ることを要望する。

- ア. 事前確認制度については、手続きの簡素化および審査の迅速化を図ること。
- イ. 事前確認制度を締結している国外関連者及び CFC 税制の適用を受けている国外関連者はローカルファイル作成義務範囲から除外すること。
- ウ. 現租税条約締結国との間で移転価格課税を行う場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。

(2) 外国税額控除制度における二重課税の排除

外国税額控除制度にかかる二重課税排除のため、制度の見直しを要望する。

- ア. 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すること。
- イ. 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）は、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、帳簿保存期間に合わせて7年に延長すること。
- ウ. 海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられているため、当初の目的である日本国内への資金還流を図るべく、租税条約を改正して相手国における源泉税の免税措置を整備すること。

(3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

租税条約ネットワークを一層拡充すること、および既存条約において、問題発生時の対応調整や仲裁規定が締結されていない条約については、これらの規定を締結するなど、課税問題が発生した場合に、実効性のある解決の枠組みを整備することを要望する。

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting ; 税源侵食と利益移転) プロジェクトを受けた、国際間の租税回避行為に対処するための国内法制上の措置に関し、次のとおり要望する。

◎外国子会社合算税制の運用基準見直し

ア. 合算対象となる外国関係会社の範囲の適正化

当改正は実務面においても大幅な変更を伴うものであり、導入にあたっては事務負担の軽減についても種々配慮がなされたと受け止めているが、実務を考える上ではまだ不明確な点が多く、納税者側と執行者側の双方において混乱を来す懸念がある。

改正内容の明確化と合わせ、軽課税国への所得移転を的確に防止する制度へ見直し、我が国企業の適正な海外事業活動の阻害要因を排除するため、以下を要望する。

- ・諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）を本邦法人実効税率の半分とすること。
- ・ホワイトリスト制度を導入すること。
- ・内国法人が影響力を有しない外国関係会社に関しては、申告に必要とされる情報を収集することが困難であり、申告実務に係る過度な負担を軽減するため、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上へ引き上げること。

イ. M&Aの効果を最大限に発揮するための投資スキームの再編

海外の買収案件では、事業スキームを整理するための組織再編を行う場合が多い。平成30年度税制改正において、ペーパーカンパニーの整理のための株式譲渡益については一定の要件を満たす場合合算課税の対象外にすることとされた。しかし、組織再編のやり方は多岐にわたり要件を満たさないものもあるため、株式取得後に予定される組織再編が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収前後2年以内の組織再編にかかるキャピタルゲイン等については合算課税の対象外とするような要件の緩和を要望する。

6. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である次の品目についても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置創設を要望する。

- (1) ノルマルパラフィン
- (2) 低重合度混合アルキレン
- (3) 国産コンデンセート（還付措置のみ）
- (4) JIS 2 号工業ガソリン

7. その他

(1) 電話加入権の償却容認

携帯電話が広く普及し、固定電話網についても、NTTが2025年頃までにIP網への移行を発表した時代において、実質的に資産価値を失くしている電話加入権については、備忘価額までの償却費の損金算入の容認を要望する。

(2) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、即時廃止を要望する。

以上